

平成 21 年 6 月 17 日

株主の皆様へ

石塚硝子株式会社

## 第 74 期期末配当に関するご説明

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、平成 21 年 6 月 17 日開催の第 74 回定時株主総会において、第 74 期期末配当を実施することを決議し、平成 21 年 6 月 18 日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「資本剰余金」であることから「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得（みなし配当を含む）」にあたらぬ部分がございますので、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

具体的な取得価額の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々の事情で異なりますので、「1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧いただきましたうえで、大変お手数ですがお取引されている証券会社、最寄りの税務署等にご相談いただきたくお願いいたします。

今回の配当金は一部（みなし配当部分）を除き、配当所得ではありませんので配当控除の対象とはなりません。確定申告の際はご注意ください。

敬具

### 【本件に関するご照会先】

各株主様の取得価額の調整に関する具体的なお照会

⇒お取引されている口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署にご相談ください。

税務申告等に関するご照会、ご相談

⇒最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

その他一般的な事項に関するご照会

⇒みずほ信託銀行 証券代行部 電話 0120-288-324 （フリーダイヤル）

受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

## 1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

### (1) 今回の配当金の所得区分について (所得税法第24条、第25条等)

- ・今回の当社配当金は、資本剰余金を原資としているため、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。
- ・今回の当社配当金の一部は、税法の規定により「みなし配当」に該当いたします。「みなし配当」は配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となります。
- ・今回の当社配当金のうち、「みなし配当」以外の部分は、配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収の対象となりません。また、配当控除の対象にもなりません。
- ・「みなし配当」以外の部分につきましては、下記(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

#### ※みなし配当額について

株主の皆様がお持ちの株数に1株あたり0.6058576203を乗じ、計算結果の円未満を切り捨てた額が「みなし配当額」となり源泉徴収されております。

同封の「期末配当金額収書」または「配当金計算書」に、みなし配当額・所得税額・住民税額を記載しておりますのでご高覧願います。

### (2) みなし譲渡損益について (租税特別措置法第37条の10)

- ・税法の規定により、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・以下の「収入金額とみなされる金額①」から「取得価額②」を控除した金額が譲渡所得等に該当いたします。(みなし配当額は下記(5)、純資産減少割合は下記(4)をご参照ください。)

$$\begin{aligned} \text{収入金額とみなされる金額①} &= \text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当額} \\ \text{取得価額②} &= \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合} \\ \text{みなし譲渡損益 (①-②)} &= \text{収入金額とみなされる金額①} - \text{取得価額②} \end{aligned}$$

[例] 当社の株式を200円で1,000株を購入していた場合

- ・収入金額としてみなされる金額①  
⇒ 3円(1株あたりの配当額) × 1,000株 - 0.6058576203円 × 1,000株 = 2,394円 (円未満切捨て)
- ・取得価額② ⇒ (200円 × 1,000株) × 0.008 = 1,600円 (円未満切り上げ)
- ・みなし譲渡損益 (①-②) ⇒ 2,394円 - 1,600円 = 794円 (この場合 みなし譲渡益)

### (3) 取得価額のお取扱いについて (所得税法施行令第114条第1項)

- ・税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりとなります。(純資産減少割合は下記(4)をご参照ください。)

$$\begin{aligned} \text{1株あたりの新しい取得価額} &= \text{1株あたりの従前の取得価額} - \\ &\quad \text{1株あたりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合} \end{aligned}$$

[例] 当社の株式を1株あたり200円で購入していた場合

新しい取得価額 ⇒ 200円 × 1,000株 - 200円 × 1,000株 × 0.008 = 198,400円 (円未満切り上げ)

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.008 (小数点以下3位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成21年6月18日
みなし配当額に相当する金額の1株あたりの金額	0.6058576203円 (小数点以下10位未満切り捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.008 (小数点以下3位未満切り上げ)
減少した資本剰余金の額	105,440,907円

2. その他の参考情報

今回の配当（利益剰余金を原資とせず資本剰余金を原資とする）で、株主様が通常の配当（利益剰余金を原資とする配当）と違う処理をしていただく事項について

- (1) 「みなし配当額」については源泉徴収が済んでおりますので、原則として確定申告は不要となります（税務上の配当所得として確定申告も可能です）。
- (2) 資本の払戻しに係る「みなし譲渡益」の課税については特定口座での計算対象ではありませんので、原則として「確定申告」が必要となりますが、計算対象とする証券会社もごいますのでお取引されている証券会社にご確認願います。
  - ①特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引されている証券会社にお問い合わせください。
  - ②特定口座の(1)以外の口座の株主様は、みなし譲渡損益が発生するため「確定申告」が必要となります。
  - (3)一般口座の株主様は、みなし譲渡損益が発生するため「確定申告」が必要となります。

3. 「取得価額の調整」が必要となります。

(1)株券を証券会社にお預けの株主様

お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行いますが、全ての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引をされている口座管理機関にご確認願います。

#### 確定申告について

- ・確定申告は、本年1月1日から12月31日までの、当社株式を含めた全ての株のお取引が対象となります。
- ・株式等の「譲渡益」の場合、給与を1か所から受けていて、かつその収入金額が2,000万円以内であり、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が年間20万円までの方は申告不要です。ただし、当社以外の株取引全体での申告の要否となりますことにご留意願います。
- ・「譲渡損」の場合でも、申告されないと3年間の損失繰越控除の権利が発生しないこととなります。また、前記ただし書きと同様当社以外の株取引全体での申告の要否となりますことにご留意願います。
- ・上記確定申告不要に該当しても、各種控除（例：医療費控除等）を行う方は本件の申告が必要となります。株主の皆様個々のご事情によって異なるため、詳細は最寄りの税務署もしくは国税庁のホームページをご参照願います。

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様のご事情によって異なることから全てを網羅しているわけではございません。お取引されている証券会社、最寄りの税務署等にご確認願います。

また、このご説明は、株主の皆様が今後当社株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださるようお願いいたします。

なお、このお知らせは、当社ホームページ (<http://www.ishizuka.co.jp/news/index.html>) 上に掲載いたします。